第三期一般事業主行動計画

計画期間：2024年4月1日～2028年3月31日の4年間

女性活躍推進法に基づく第三期一般事業主行動計画については、さらなる女性の職業生活における活躍の推進、仕事と育児の両立環境整備をめざして、以下のとおりとしました。

目標1:採用者に占める女性比率を35%以上とする。（2024年度採用予定者実績：31.8%）

・エリア内外における採用広報を強化する。
・技術系の職種における女性採用を強化する。
・経験者採用における女性採用を強化する。

目標2:10事業年度前およびその前後の年度に採用された女性社員の定着率を85%以上とする。（2023年度実績82.5%）

・育児、介護等と仕事の両立支援を推進する。
・社員の多様なキャリア形成を支援する。

目標3:男性社員の育児休職等取得率を85%以上とする。（2022年度実績43.7%）

・両立支援制度の周知を強化する。
・性別を問わず、育児と仕事の両立支援を推進する。

目標4:管理職に占める女性比率を10%以上とする。（2024年2月1日時点実績：7.7%）

・多様なロールモデルを提示するとともに、女性社員のネットワークを強化する。
・特に技術系における女性社員の育成を強化し、活躍の場を拡大する。
・社外研修の参加等による女性管理職候補社員の育成と両立支援を推進する。

目標5:自律的なキャリア形成に資する応募型の研修等に挑戦する社員に占める女性比率を25%以上とする。
（2019～2023年度実績平均：18.2% ）

・自律的なキャリア形成に資する応募型の研修等(社内公募制、社内・社外研修等)を実施、拡大する。
・特に技術系における女性社員の育成を強化し、活躍の場を拡大する。
・育児等により長期の研修等に参加できない社員のリスキリング機会を創設する。